



2025年3月31日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
代 表 者 代表取締役社長 塩田 徹
(コード番号 3140 グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員経営情報統括部長 松原 元成
(電話番号 03-6631-0000)

親会社へ支払う経営支援料の金額の変更(減額)に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 26 条に定める取締役会の決議に替わる書面決議によって、2024 年 5 月 15 日公表の「経営支援料に関する契約書締結のお知らせ」においてお知らせいたしました、当社の親会社である R I Z A P グループ株式会社（以下「R I Z A P グループ」といいます。）に対する経営支援等の対価に関し、R I Z A P グループとの間で、一部変更（減額）の覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 本覚書締結の経緯

当社は、2024 年 5 月 15 日公表の「経営支援料に関する契約書締結のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、R I Z A P グループとの間で、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間を対象として、当社が R I Z A P グループから経営全般の支援を受けること、及びその経営支援等の対価として 166,656,000 円を支払うことを内容とする、経営支援料に関する契約書（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

この点、R I Z A P グループと当社との取引の状況及び R I Z A P グループからの役員派遣の状況等に鑑みて、R I Z A P グループと減額の可否及び金額等につき交渉した結果、経営支援料の対価を 126,492,000 円に減額することで合意に至り、本覚書を締結することと致しました。

(2) 本覚書の内容

ア 相手方 R I Z A P グループ株式会社
イ 減額の対象期間 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日
ウ 変更後の支払総額 126,492,000 円

2. 支配株主との取引に関する事項

本契約の締結は、当社の親会社である R I Z A P グループとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2024 年 9 月 30 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が

発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、経営支援料の減額の適正性については、2025年3月31日の書面決議までに、支配株主と利害関係のない取締役5名（代表取締役会長1名、社外取締役1名及び監査等委員である社外取締役3名）が検討を行った結果、本覚書による減額後の経営支援料の金額は協議等を経て合意された適法かつ適正なものであり、当該減額に不当な目的はなく、また子会社間の公平性を害するものではなく適正であると確認し、十分な審議を行い、議決に加わることができる取締役5名（森正人氏、小野聡氏、濱田俊一氏、藤原泰輔氏及び生方紀雄氏）により決議を行いました。また、支配株主と利害関係を有さず、当社及びRIZAPグループからの独立性を有する者である、当社の独立役員である社外取締役1名（小野聡弁護士）並びに社外の弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所 木谷倫之弁護士及び園田由佳弁護士）により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）からの答申も取得いたしました。したがって、本契約の締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本覚書による経営支援料の減額につきましては、特別委員会より後記（3）に記載の概要の答申を受領しております。

加えて、当社の取締役である塩田 徹氏は、支配株主の取締役を兼務しているため、特別な利害関係を有し得る取締役として本契約の締結を承認する取締役会決議から排して議決を行うことにより、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2025年3月26日付で、特別委員会より、本覚書による経営支援料の減額は、2024年12月13日公表の「当社従業員のリスクリングのための教育サービスに係る契約締結のお知らせ」に記載のRIZAPグループの完全子会社であるRIZAP ビジネスイノベーション株式会社と当社とが2024年12月13日に締結したリスクリング研修受講に関するサービスの対価が、「経営基盤強化」の対価に該当するという前提のもと、本契約締結時に想定されていなかった「経営基盤強化」の対価に相当する収益が生じた場合はまずは当該収益によりRIZAPグループの費用が賄われるべきであるとの観点から、「経営基盤強化」の対価が支払われた場合に、RIZAPグループの裁量において「経営支援」の対価額を一定の範囲で減額するという趣旨によるものであるところ、RIZAPグループが得た「経営基盤強化」の対価に相当する収益金額、及び、本契約において合意された「経営支援」の金額は、いずれも適法かつ適正であり、また本覚書による経営支援料の減額に不正な目的はなく、子会社間の公平性を害するものでもないため、本覚書による経営支援料の減額には適正性が認められ、ひいては当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断しているとの答申を頂戴しております。

3. 業績に与える影響

本件が当社の2025年6月期の通期業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上